

## 中国のデータ規制にどう対応すべきか

株式会社 野村総合研究所

金融コンサルティング部 コンサルタント 程 奇

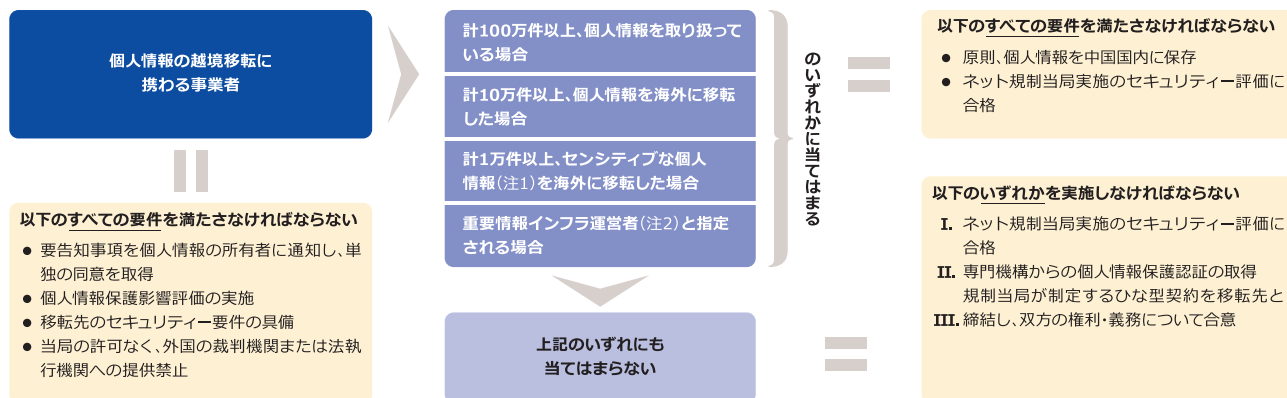
近年、諸外国では、データガバナンスの規制強化が加速している。中国では「サイバーセキュリティ法」「データセキュリティ法」「個人情報保護法」(以下、データ3法) および十数本の「下位規範」\*1 がわずか5年間に整備された。データ関連法規制の強化に伴い、消費者データへのアクセスや活用が難しくなるだけでなく、従業員情報や現地パートナー情報が「個人情報保護法」の守備範囲に含まれる場面が生じる。例えば、日本の本社機構が社内ネットワークを通じて中国支社の社員情報を直接閲覧・取得したり、業務上、中国のパートナー会社から金融情報、生体認識情報を含む個人データを入手したりするような場合でも、法律に触れてしまうといったコンプライアンスリスクが顕在化している。

事業者の業種、規模および取り扱う情報の種類によって、個人情報を中国国外\*2 に転送する前に満たすべき法的要件が異なっている(図表)。例えば、100万件以上の個人情報を扱っている事業者の場合、当局実施のセキュリティ評価合格のみならず、当該データを中国国内に設置されるサーバーに保存する義務が課される。また、中国国外の拠点からのアクセスが「越境移転」とみなされる可能性を念頭に置いて、対応体制を構築する際、匿名化技術やデータ分類管理の採用、訪問権限の設定なども考慮すべきである。個人情報の保存状態、データの移転先と転送ルート、海外におけるサーバーとの接続状況などについては自己点検を行い、通常業務の一環としてモニタリングすることも推奨している。

加えて、データガバナンス分野においては、データ3法に記載される法的要件のみならず、前述の下位規範と併せて総合的な対応が求められる。上位のデータ3法より厳しく規制する場面が多い、かつビジネス実務により近い点から、下位規範の内容を把握することが不可欠である。その際に、現地の主管機関と積極的に話し、定期的な情報交換を通じて、法規制の動きを捉えることも得策だろう。

国境を越えた自由なデータ流通は、事業者や生活者に新たな価値をもたらすことが期待されるが、世界中でデータ規制が強化されるなか、越境移転の障壁も高まっている。中国ビジネスに携わる民間事業者は、膨大なデータを事業展開のために有効活用する機会を視野に入れつつ、関連法規制へのコンプライアンス対策を早急に講じる必要がある。

図表 個人情報の越境移転に関わる法的要件



注1 センシティブな個人情報には、金融情報、生体認識情報、14歳未満の未成年者の個人情報などが含まれる。

注2 重要情報インフラ運営者とは、通信・情報サービス、エネルギー、交通、金融などの業界(業種)における、安全保障上重要なネットワーク設備・システムの運営者を指す。中国に事業展開する外国企業が指定される可能性もある。

出所)「サイバーセキュリティ法」37条、「データセキュリティ法」31条、「個人情報保護法」38条、39条、40条、41条、「重要情報インフラ安全保護条例」2条、「データ越境移転セキュリティ評価弁法(意見募集稿)」

※1 下位規範とは、行政機関が公表している規則・条例、国家標準規格、ガイドラインなどを指す

※2 中国本土の法律においては香港・マカオ・台湾はいずれも「境外(国外)」に該当し、「越境移転」に関わる規制の適用エリアとなっている